

工事価格及び最低制限価格等の算定における 取り扱いについて

(平成 29 年 6 月 1 日以降の発注案件から取り扱いが変更になります。)

松山市公営企業局では、平成 29 年 6 月 1 日以降の発注工事から、工事価格及び工事の最低制限価格等の算定における取り扱いを下記のとおりとします。

なお、平成 29 年 5 月 31 日以前の発注案件については、変更前の算定方法で計算します。

対 象：「既設管処分費」「試験費」「資源循環促進税」等*、
共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定における
率計算の対象としない費用

* 共通仮設費積上げ分は除く。

【変更前】

計上箇所：一般管理費等の後、工事価格に計上

最低制限価格等：「その他の費用」に含めて算定

【変更後】

計上箇所：直接工事費に加算して計上

(「〇〇〇費 諸経費対象外」と表示します。)

最低制限価格等：「直接工事費」に含めて算定

※共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定における
率計算の対象としない取り扱いには変更ありません。

※最低制限価格等…「最低制限価格」「調査基準価格」及び「失格判定基準」

〒790-8590 松山市二番町四丁目 4 番地 6
松山市公営企業局 管理部 契約管理課 (契約担当)
電 話 089-998-9845 F A X 089-948-0335